

# 厚生労働省における医療コンテナの検討状況

第7回医療コンテナの活用促進に関する関係府省連絡調整会議

厚生労働省 医政局

地域医療計画課

# 令和6年度 都道府県医療コンテナ保有状況調査

## 結果概要

- 都道府県ごとの医療コンテナ保有状況に関し調査を行ったところ、下記の結果が得られた（令和6年10月時点）
- 全国における医療コンテナの総数は**186基**（昨年度同調査においては134基であり、**52基増加**）だった。
- 都道府県ごとの保有状況については、**保有が37都府県（昨年度同調査より4県増加）**、未保有が10府県だった。
- 災害時の活用についても、**約50%の医療コンテナについて同意**されている。

	保有数	平時利用	災害時活用可		保有数	平時利用	災害時活用可		保有数	平時利用	災害時活用可
北海道	20	16	11	石川	1	0	1	岡山	8	8	6
青森	2	0	1	福井	0	0	0	広島	3	2	2
岩手	7	7	4	静岡	0	0	0	山口	2	2	0
秋田	0	0	0	山梨	2	0	2	徳島	1	1	1
宮城	4	3	2	長野	11	8	4	香川	0	0	0
山形	3	3	2	岐阜	3	2	3	愛媛	7	6	4
福島	0	0	0	愛知	1	1	1	高知	0	0	0
茨城	2	2	0	三重	3	2	2	福岡	3	1	2
栃木	1	1	0	京都	0	0	0	佐賀	2	2	0
群馬	5	4	4	滋賀	8	3	4	大分	0	0	0
埼玉	20	18	5	大阪	10	10	6	長崎	3	2	2
千葉	6	5	3	兵庫	2	1	2	熊本	3	2	0
東京	4	3	1	奈良	3	3	0	宮崎	0	0	0
神奈川	13	10	6	和歌山	2	2	1	鹿児島	7	5	4
新潟	6	3	0	鳥取	4	4	2	沖縄	2	2	2
富山	2	2	1	島根	0	0	0	合計	186	144	91

（補足）

- ・医療コンテナとは、コンテナ等の中に医療資機材を搭載することで、医療機能を運搬可能にする「医療モジュール」の一種である。
- ・「保有数」については、令和6年10月時点で貸与を受けているものを含む。
- ・「災害時活用可」とは、保有主体（都道府県・医療機関）において、災害時における被災地での活用に同意した場合を指す。

# 令和6年能登半島地震における医療コンテナの活用と今後の方針

## 設置概要

- 令和6年能登半島地震では、家屋倒壊や断水等により、多くの住民が避難所での避難生活を余儀なくされた。被災地域では、避難住民の医療需要に対応できる救護所が求められていた。
- 石川県では、冬季の厳しい環境下における避難者への救護ニーズを想定し、一部の避難所や医療機関の敷地内等に医療コンテナを用いた救護所を設置し、医療コンテナの輸送・設置オペレーションを実施した。

## 設置実績

救護所として石川県内へ延べ34基を設置・運用した

- 避難所に隣接した救護所  
珠洲市飯田小学校・・・2基  
珠洲市正院小学校・・・1基  
珠洲市宝立小学校・・・1基  
珠洲市蛸島小学校・・・2基
- それ以外の救護所  
珠洲市総合病院・・・2基  
門前保健センター  
穴水総合病院  
輪島市立輪島病院・・・3基  
ごちゃまるクリニック・・・4基  
志賀町立富来病院・・・10基
- SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)  
金沢市西部緑地公園・・・9基



▲ 志賀町立富来病院に設置された医療コンテナ

▼ 飯田小学校に設置された避難所隣接の救護所



- 令和6年度の厚生労働科学研究の中で、令和6年能登半島地震における医療コンテナの活用の成果や課題抽出を行い、都道府県・災害拠点病院向けの運用マニュアルを作成し、発出予定

令和6年度補正予算案 275百万円 ※令和5年度補正予算額 57百万円

## 1 事業の目的

- 医療コンテナについては、第8次医療計画において、都道府県や医療機関は、災害時等に検査や治療に活用することが求められている。
- 実際に、令和6年能登半島地震においては、国が中心となり、応急救護等に用いるため、避難所や病院、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）に、多くの医療コンテナを派遣・設置すべく調整した。
- 令和6年能登半島地震における活用実績に鑑み、今後は、被災時に自ら保有する医療コンテナを用いて必要な医療機能を確保することに加え、被災地で医療コンテナが不足する際に被災地外から医療コンテナを派遣することを目的として、医療コンテナの活用を促進することが重要である。

## 2 事業の概要

【事業概要】 ・ 災害時等の医療を確保するために、都道府県及び災害拠点病院が平時から医療コンテナを整備するための費用（購入・運搬・設置料等）を支援する。

※ ただし、災害時等に被災都道府県等から求められた場合、原則として当該コンテナを被災地に派遣することを条件とする。

【補助対象】 ・ 都道府県

【実施主体】 ・ 都道府県  
・ 災害拠点病院

【調整率】 国 1 / 3、事業者 2 / 3

## 3 対象経費

医療コンテナ又は医療コンテナに搭載する医療用資機材等の購入・運搬・設置料等を計上。